

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により本市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成 28 年 1 月 5 日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ヤマダ電機テックランド新潟亀田店
所在地 新潟市江南区東早通一丁目 1 番 37 号
設置者 株式会社ヤマダ電機

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 中蒲原郡亀田町東早通一丁目 2322-1 外
(変更後) 新潟市江南区東早通一丁目 1 番 37 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 群馬県前橋市日吉町四丁目 40 番地の 11
(変更後) 群馬県高崎市栄町 1 番 1 号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前) 群馬県前橋市日吉町四丁目 40 番地の 11
(変更後) 群馬県高崎市栄町 1 番 1 号

3 変更年月日

(1) 平成 19 年 4 月 1 日
(2) (3) 平成 20 年 7 月 1 日

4 変更の理由

(1) 店舗の住居表示が変更となったため
(2) (3) 設置者及び小売業者の住所が変更となったため

5 届出年月日

平成 27 年 12 月 24 日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市江南区産業振興課

7 縦覧期間

平成 28 年 1 月 5 日から平成 28 年 5 月 5 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項，意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp